

○岡山県警察被害者支援カウンセラー運用要綱の制定について(通達)
(平成 30 年 8 月 28 日岡県庁第 290 号、岡生企第 508 号、岡地第 371 号、岡刑企第 351 号、岡交企第 387 号、岡公第 125 号警察本部長例規)

改正 令和 6 年 6 月 14 日 岡県庁第 224 号

各部長
首席監察官
総務統括官
各所属長

この度、別添のとおり岡山県警察被害者支援カウンセラー運用要綱を制定し、本日から施行することとしたので、運用上誤りのないようにされたい。

別添

岡山県警察被害者支援カウンセラー運用要綱

第 1 目的

この要綱は、犯罪被害後の急性期等における部内のカウンセリング担当者による犯罪被害者等に対する精神的な支援、犯罪被害者等カウンセリングアドバイザーへの円滑な引継ぎ等、被害者支援カウンセラーの運用に関し必要な事項を定め、もって、適切な被害者支援活動を推進することを目的とする。

第 2 用語の定義

この要綱において次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

1 被害者支援カウンセラー(以下「カウンセラー」という。)

公認心理師(公認心理師法(平成 27 年法律第 68 号)第 2 条に規定する公認心理師をいう。以下同じ。)の資格その他心理学に関する知識を要する資格を有する警察職員又は犯罪被害者等のカウンセリングに必要な研修を受講した警察職員のうち、警察本部長(以下「本部長」という。)が指定した者をいう。

2 犯罪被害者等カウンセリングアドバイザー(以下「アドバイザー」という。)

犯罪被害者等カウンセリングアドバイザー制度の運用について(通達)(平成 9 年 7 月 1 日岡生企第 307 号、岡務第 642 号例規)の 2 により警察本部長が委嘱する者をいう。

3 犯罪被害者等

犯罪被害者並びにその家族、遺族及び関係者をいう。

4 医療機関

医師会等に所属している精神科医その他の精神保健に関して専門的な知識を有する者によるカウンセリングを受けることができる病院その他の医療機関をいう。

5 急性期

犯罪被害を受けた直後の時期で、情緒不安定、意欲の低下等の症状が急激に現れる時期をいう。

6 危機介入

犯罪被害者等が被害後に直面する精神的な混乱に対し、直接的及び積極的に介入し、犯罪被害者等の心の安定を図る対応をいう。

第3 カウンセラーの選考基準

カウンセラーは、警察職員のうち、次のいずれかに該当する者とする。

- 1 公認心理師の資格その他心理学に関する知識を要する資格を有する者
- 2 大学又は大学院において心理学を専攻しその課程を修了した者その他心理学に関し知見を有している者で、第9の1(1)又は(2)に定める育成研修のいずれかを修了したものの

第4 カウンセラーの推薦

所属長は、第3の選考基準に該当する自所属の職員のうち、カウンセラーとして適性があると認められる者について、被害者支援カウンセラー候補者推薦書(様式第1号)により、警務部県民広報課長(以下「県民広報課長」という。)を通じて本部長に推薦するものとする。

第5 カウンセラーの指定

- 1 第4の規定により所属長から推薦された職員の中からカウンセリングに関し適性があると認める者を県民広報課長が選考し、本部長は、その選考した者からカウンセラーを指定するものとする。
- 2 本部長は、1の規定により指定したカウンセラーについて、被害者支援カウンセラー指定通知書(様式第2号)により関係所属長に通知するものとする。
- 3 県民広報課長は、カウンセラーとして指定された職員について、被害者支援カウンセラー指定カード(様式第3号)を作成し、カウンセラーの指定等の管理を行う。

第6 カウンセラーの指定の解除

- 1 所属長は、自所属のカウンセラーについて、健康状態その他の理由によりその指定を継続することが適当でないと認めるときは、被害者支援カウンセラー指定解除上申書(様式第4号)により、県民広報課長を経由して本部長に指定解除の上申を行うものとする。
- 2 本部長は、1の上申について相当と認めるときは、指定の解除を行うとともに、県民広報課長を経由して関係所属長に通知するものとする。

第7 カウンセラーの任務

カウンセラーの任務は、次に掲げるとおりとする。

- 1 急性期等における犯罪被害者等の心理状態の観察及び分析
- 2 犯罪被害者等の心理状態に応じた適切な助言、指導その他の援助
- 3 医療機関又はアドバイザーへの引継ぎに当たり必要な犯罪被害者等の心理状態に関する情報の把握

4 関係捜査員等に対する犯罪被害者等の心理状態に応じた対応方法に関する助言、指導その他の援助

5 警察職員に対する犯罪被害者等への対応要領、代理受傷の防止等に関する教養

第8 カウンセラーの運用

1 派遣要請

所属長は、犯罪被害者等に対し精神的な支援を行う必要がある場合において、自所属の職員で対応することができないときは、被害者支援カウンセラー派遣要請書(様式第5号。以下「要請書」という。)により、県民広報課長を通じて本部長に対し、その都度、カウンセラーの派遣を要請するものとする。ただし、急を要する場合は、電話その他の手段による要請を行った後、速やかに要請書を送付するものとする。

2 派遣者の選定

要請書を受理した県民広報課長は、速やかにカウンセラーが属する所属の長と協議を行い、派遣者を選定するものとする。

3 派遣命令

本部長は、カウンセラーの派遣が必要であると認めるときは、派遣者が属する所属(以下「派遣元所属」という。)の長に対し、派遣先及び派遣予定日を明示して派遣を命ずるものとする。

4 実施結果の報告

カウンセラーの派遣を要請した所属(以下「派遣先所属」という。)の長は、実施結果を被害者支援カウンセリング実施報告書(様式第6号)により、県民広報課長に報告するものとする。自所属のカウンセラーを運用した所属の長についても、同様とする。

5 アドバイザーによるアドバイス等

カウンセラーは、犯罪被害者等の精神的な支援を行うに当たり、別に定めるところにより、アドバイザーから心理的な指導及び助言等を受けることができる。

6 カウンセラーの精神的負担に対する配慮

カウンセラーは、急性期等における危機介入により自らも極めて強いストレスを受け、心身に変調を来すおそれがあることから、県民広報課長並びに派遣先所属及び派遣元所属の長は、カウンセラーに対し聞き取り、アドバイザーによるアドバイス等を促すなど、その精神的負担の軽減に努めなければならない。

第9 研修等

1 育成研修

県民広報課長は、カウンセラーの育成のため、次に掲げる研修等を実施するものとする。

(1) 被害者支援の基本を履修することを目的とした被害者支援専科

(2) カウンセリングに関し、より高度な知識及び技能を習得することを目的としたアドバイザーによる研修

2 指定者研修

県民広報課長は、指定を継続しているカウンセラーの知識及び技能を維持するため、アドバイザーによる研修等を計画的に実施するものとする。

第10 文書の保存

文書の保存は、次の表のとおりとする。

文書名	保存所属	保存期間
被害者支援カウンセラー候補者推薦書	県民広報課	1年
被害者支援カウンセラー指定通知書の写し	県民広報課	1年
被害者支援カウンセラー指定カード	県民広報課	指定解除後1年
被害者支援カウンセラー指定解除上申書	県民広報課	1年
被害者支援カウンセラー派遣要請書	県民広報課	1年
被害者支援カウンセリング実施報告書	県民広報課	3年

様式第1号

被害者支援カウンセラー候補者推薦書
[別紙参照]

様式第2号

被害者支援カウンセラー指定通知書
[別紙参照]

様式第3号

被害者支援カウンセラー指定カード
[別紙参照]

様式第4号

被害者支援カウンセラー指定解除上申書
[別紙参照]

様式第5号

被害者支援カウンセラー派遣要請書
[別紙参照]

様式第 6 号

被害者支援カウンセリング実施報告書

[別紙参照]